

新	旧
<p>第一章 総 則</p> <p>(規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条一項又は第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により大蔵大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（以下「連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）第八十三条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 連結財務諸表提出会社 法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>二 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。</p> <p>三 連結子会社 連結の範囲に含まれる子会社をいう。</p> <p>四 連結会社 連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。</p> <p>五 非連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>(規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条一項又は第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により大蔵大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（以下「連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 子会社 財務諸表等規則第八条第三項の規定により、連結財務諸表提出会社の子会社とされる会社をいう。</p> <p>三、五 (同上)</p>

六 関連会社 財務諸表等規則第八條第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。

七 関連当事者 財務諸表等規則第八條第十六項に規定する者をいう。

八 持分法 投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。

九 連結調整勘定 連結会社の投資とこれに対応する連結子会社の資本の相殺消去の結果生じた差額をいう。

十 有価証券届出書 法第二條第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五條第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。

十一 有価証券報告書 法第二十四條第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十二 少数株主持分 連結子会社の資本のうち連結財務諸表提出会社の持分に属しない部分をいう。

（連結の範囲）

第五條 連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社

（削除）

（削除）

二 連結の範囲に含めることにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次の各号に掲げる会社等（会社、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。

一 第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社

二 連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の

六 関連会社 財務諸表等規則第八條第四項の規定により連結財務諸表提出会社の関連会社とされる会社をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（連結の範囲）

第五條 連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一 更生会社、整理会社等連結財務諸表提出会社との間に有効な支配従属関係が存在しないため、当該連結財務諸表提出会社と組織の一体性を欠くと認められる会社

二 破産会社、清算会社、特別清算会社等継続企業と認められない会社

三 連結財務諸表提出会社（その子会社がある場合には、当該子会社を含む。）がその議決権の過半数を一時的に所有していると認められる会社

四 前各号に該当する会社以外の会社で、連結の範囲に含めることにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められる会社

2 （同上）

3 第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認めらる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。

（新設）

（新設）

決定を受けた会社、商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

（連結子会社の資産及び負債の評価等）

第九条 連結財務諸表の作成に当たつては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに連結財務諸表提出会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本との相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。

（持分法の適用）

第十条 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもつて連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

一 財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

二 持分法を適用することにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の対象から除くことができる。

（削除）

（決算期の異なる子会社）

第十二条 その事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社は、連結決算日において、連結財務諸表作成の基礎となる財務諸表を作成するために必要とされる決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の事業年度の末日と連結決算日との差異が三か月を超えない場合において、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成するときは、この限りでない。

（連結会社相互間項目の消去）

第九条 連結財務諸表の作成に当たつては、連結財務諸表提出会社の連結子会社に対する投資勘定とこれに対応する当該連結子会社の資本勘定との相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。

（持分法の適用）

第十条 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法（投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資勘定を各事業年度ごとに修正する方法をいう。以下同じ。）により計算した価額をもつて連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

一 非連結子会社又は関連会社のうち、第五条第一項第一号又は第一号に該当する会社  
二 関連会社のうち、連結財務諸表提出会社（その子会社がある場合には、当該子会社を含む。）が、その議決権の百分の二十以上を一時的に所有していると認められる会社

2 非連結子会社又は関連会社に対する投資のうち、持分法によつて計算した価額をもつて連結貸借対照表に計上することとした場合には、連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められるものについては、前項の規定を適用しないことができる。

3 関連会社のうち、連結会社が所有する議決権が百分の二十未満である会社に対する投資については、第一項の規定を適用しないことができる。

（決算期の異なる子会社）

第十二条 （同上）

2 前項ただし書の規定により連結財務諸表を作成する場合には、連結子会社の事業年度の末日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしなければならない。

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して連結剰余金計算書又は連結損益及び剰余金結合計算書の次に記載しなければならない。

- 一 連結の範囲に関する事項
- 二 持分法の適用に関する事項
- 三 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 四 会計処理基準に関する事項
- 五 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
- 六 連結調整勘定の償却に関する事項
- 七 利益処分項目等の取扱いに関する事項

(削除)

2 前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第一号に掲げる事項については、有価証券届出書及び有価証券報告書の連結財務諸表以外の箇所に当該事項が記載されている場合には、その旨を記載することにより記載を省略することができる。

- 一 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- 二 非連結子会社がある場合には、主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由
- 三 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかつた場合には、当該他の会社等の名称及び子会社としなかつた理由

3 第一項第一号に掲げる持分法の適用に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
- 二 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、これらのうち主要な会社等の名称

(新設)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して連結剰余金計算書又は連結損益及び剰余金結合計算書の次に記載しなければならない。

- 一 四 (同上)
- 二 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項
- 三 未実現損益の消去に関する事項
- 四 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項
- 五 (同上)
- 六 法人税等の期間配分の処理に関する事項

(新設)

(新設)

- 三 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、持分法を適用しない理由
- 四 他の会社等の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかつた場合には、当該他の会社等の名称及び関連会社としなかつた理由
- 五 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項がある場合には、その内容
- 4 第一項第三号に掲げる連結子会社の事業年度等に関する事項については、事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社がある場合において、その内容及び当該連結子会社について連結財務諸表の作成の基礎となる財務諸表を作成するための決算が行われたかどうかを記載するものとする。
- 5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - 二 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - 三 重要な引当金の計上基準
  - 四 連結財務諸表の作成の基礎となつた連結会社の財務諸表の作成に当たつて採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
  - 五 重要なリース取引の処理方法
  - 六 その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- 6 第一項第五号に掲げる連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項については、次の各号に掲げる方法のうちいずれの方法を採用したかを記載するものとする。
- 一 部分時価評価法（連結子会社の資産及び負債のうち親会社の持分に相当する部分については、原則として株式の取得の日ことに当該取得の日における公正な評価額により評価し、少数株主持分に相当する部分については、当該連結子会社の貸借対照表上の金額により評価する方法をいう。）
  - 二 全面時価評価法（連結子会社の資産及び負債のすべてを、支配を獲得した日の公正な評価額により評価する方法をいう。以下同じ。）
- 7 第一項第六号に掲げる連結調整勘定の償却に関する事項については、連結調整勘定の償却方法及び償却期間を記載するものとする。
- 8 第一項第七号に掲げる利益処分項目等の取扱いに関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 利益処分又は損失処理の取扱い方法
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

二 連結剰余金計算書の作成の手續について特に記載する必要があると認められる事項がある場合には、その内容

(重要な後発事象の注記)

第十四条の二 連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(関連当事者との取引に関する注記)

第十五条の四 財務諸表等規則第八条の十の規定(同条第一項ただし書を除く。)は、関連当事者との取引について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 連結財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引のうち、連結財務諸表の作成に当たって相殺消去された取引については、注記を要しない。

第二章 連結貸借対照表の記載方法

第一節 総 則

(資産、負債、少数株主持分及び資本の分類記載)

第十八条 資産、負債、少数株主持分及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部、少数株主持分及び資本の部に分類して記載しなければならない。

第二節 資 産

(繰延資産の区分表示)

第三十二条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括し

(重要な後発事象の注記)

第十四条の二 連結決算日後、連結会社の翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社については、当該連結子会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(新設)

第二章 連結貸借対照表の記載方法

第一節 総 則

(資産、負債、少数株主持分及び資本の分類記載)

第十八条 資産、負債、少数株主持分(連結子会社の資本勘定のうち連結財務諸表提出会社の持分に属しない部分をいう。以下同じ。)及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部、少数株主持分及び資本の部に分類して記載しなければならない。

第二節 資 産

(繰延資産の区分表示)

第三十二条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括し

て掲記することができる。

- 一 創立費
  - 二 開業費
  - 三 新株発行費
  - 四 社債発行費
  - 五 社債発行差金
  - 六 開発費
  - 七 (削除)
- 2 第二十三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

#### 第四節 連結調整勘定

(連結調整勘定の表示)

第四十条 連結調整勘定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところに従って記載しなければならない。

- 一 投資の金額がこれに対応する資本の金額を超えることによつて生じたものである場合、連結貸借対照表の無形固定資産の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。
- 二 投資の金額がこれに対応する資本の金額に満たないことによつて生じたものである場合、連結貸借対照表の固定負債の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。
- 2 二以上の連結子会社に係る投資と資本との相殺消去により、前項第一号に規定する連結調整勘定と同項第一号に規定する連結調整勘定とが生ずる場合には、これらを相殺して記載することができる。
- 3 連結調整勘定の金額が少額な場合には、第一項の規定にかかわらず、他の適当な科目に含めて記載することを妨げない。この場合においては、当該科目及び連結調整勘定の金額を注記しなければならない。

(削除)

#### 第三章 連結損益計算書の記載方法

て掲記することができる。

- 一 六 (同上)
  - 七 試験研究費
  - 八 (同上)
- 2 (同上)

#### 第四節 連結調整勘定

(連結調整勘定の表示)

第四十条 連結財務諸表提出会社及びその連結子会社の投資勘定とこれに対応する連結子会社の資本勘定との相殺消去の結果生じた差額(以下「消去差額」という。)で原因分析により他の科目に振り替えられないものがある場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところに従って記載しなければならない。

- 一 投資勘定の金額がこれに対応する資本勘定の金額を超えることによつて生じたものである場合、連結貸借対照表の無形固定資産の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。
- 二 投資勘定の金額がこれに対応する資本勘定の金額に満たないことによつて生じたものである場合、連結貸借対照表の固定負債の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。
- 2 二以上の連結子会社に係る投資勘定と資本勘定との相殺消去により、前項第一号に規定する消去差額と同項第一号に規定する消去差額とが生ずる場合には、これらを相殺した差額について、連結調整勘定の科目をもつて同項の記載をすることができる。
- 3 (同上)
- 4 連結調整勘定の償却の方法は、連結財務諸表に注記しなければならない。

#### 第三章 連結損益計算書の記載方法

第三節 販売費及び一般管理費

(研究開発費の注記)

第五十五条の二 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費については、その総額を注記しなければならない。

第三節 販売費及び一般管理費

(新設)